



発行 東京都

目次

告示

- 基本測量の実施(二件).....(都市整備局都市基盤部調整課).....一
- 公共測量の実施(七件).....(同).....一
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....二
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出.....(環境局総務部環境政策課).....三

告示

- 東京都告示第千四百七十三号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十六日
東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(基準点設置作業)

- 三 測量の区域 御蔵島村蘭灘波島地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月五日から平成三十年二月二十八日まで

●東京都告示第千四百七十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十六日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子
- 二 測量の種類 基本測量(防災対策地域水準測量、地盤沈下関連水準測量、基準点測量及び電子基準点現地調査)
- 三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、文京区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市、町田市、小金井市及び小笠原村各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月七日から平成三十年二月二十八日まで

●東京都告示第千四百七十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 青梅市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月十一日から同年十一月十日まで

●東京都告示第千四百七十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十六日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 あきる野市及び西多摩郡奥多摩町各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月十五日から平成三十年二月二十六日まで

●東京都告示第千四百七十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び現況測量)

三 測量の区域 港区芝浦一丁目地内
 四 測量の期間 平成二十九年八月四日から同年十二月十一日まで

●東京都告示第四百七十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十六日

- 一 測量施行者 東京都 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 新宿区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月二十六日から平成三十年一月二十二日まで

●東京都告示第四百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、荒川区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十六日

- 一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量（既成図数値化）
- 三 測量の区域 荒川区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月二十三日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十六日

- 一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 板橋区清水町、蓮沼町、宮本町、泉町、上板橋一丁目、上板橋二丁目、常盤台四丁目、東新町一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目及び前野町六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月八日から同年十一月十七日まで

●東京都告示第四百八十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十六日

- 一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量（都市再生地籍調査）
- 三 測量の区域 練馬区東大泉二丁目、東大泉三丁目、大泉町六丁目、上石神井一丁目及び上石神

公 告

井二丁目各地内
 四 測量の期間 平成二十九年十月一日から平成三十年二月十九日まで

特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失つたので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十六日

- 一 名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 代表者の氏名 特定非営利活動法人サステナビリティ日本フォーラム 後藤 敏彦
- 三 主たる事務所の所在地 東京都港区白金台三丁目十九番六号 白金台ビル五階
- 四 失効の理由 特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特例認定の有効期間が経過したため
- 五 失効年月日 平成二十九年八月一日

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

赤坂一丁目地区市街地再開発組合

理事長 春田 隆三

港区赤坂一丁目五番十二号

二 対象事業の名称

赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の年月日

平成二十六年一月四日

四 工事完了の年月日

平成二十九年八月三十一日

五 届出日

平成二十九年九月七日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号

郵便番号
 113-0001